

## 地方独立行政法人法の改正概要について

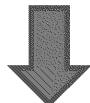
国の独立行政法人制度改革（平成26年度）等を踏まえ、この度、地方独立行政法人法が改正され、地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制構築など所要の規定整備が行われた（一部規定を除き、平成30年4月1日施行）。

当該改正内容の柱として、①P D C Aサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築、②法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入が挙げられる。

### 1 P D C Aサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

#### 【国の独立行政法人制度の改正概要】

- ・ 独立行政法人の業務の実績評価について、目標を指示する主務大臣が評価に関与していなかった従来制度を改め、主務大臣の下での政策のP D C Aサイクル（※）を強化するため、主務大臣を評価主体とするなど目標・評価の一貫性・実効性を向上。



#### 【地方独立行政法人制度の見直し】

- ・ 地方独立行政法人の業務の実績評価について、設立団体の長を評価主体とし、中期目標の策定・指示者としての責任を明確化することで、当該中期目標を基礎としたP D C Aサイクルをより実効的なものとする。これに伴い評価委員会の役割を整理（別紙1）。
- ・ 中期目標に係る業績評価の時期を前倒しして中期目標期間の最終年度に見込みによる評価を行うこととし、中期目標期間の業績評価の結果を次期中期目標の策定、予算要求等に適切に反映させることを可能とすることにより、中期目標管理の実効性を向上（別紙2）。
- ・ P D C Aサイクルを効果的に機能させるため、具体的な中期目標を設定すべきことを明確化。

※ Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する手法

## 2 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入

### 【国の独立行政法人制度の改正概要】

- ・ 監事の権限が不明確、独立行政法人の違法行為に対して主務大臣から是正要求のみしか行えない従来制度を見直し、法人内外から業務運営を改善し得るよう法人内部のガバナンスを強化するほか、主務大臣による是正措置を整備。



### 【地方独立行政法人制度の見直し】

#### <法人の内部からの業務運営改善>

- ・ 地方独立行政法人の業務方法書において、内部統制体制の整備に関する事項について記載することを義務化。
- ・ 監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告等の義務を明確化。
- ・ 役員の任期について、中期目標を基本としたP D C Aサイクルを実効的にする観点から、中期目標期間を考慮。
- ・ 役員の損害賠償責任等に関する見直しや役職員の再就職等規制を導入。

#### <法人の外部からの業務運営改善>

- ・ 理事長や監事の任命に当たって、適切な人材を登用する観点から、必要に応じ公募や推薦等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 設立団体の長は、法令違反又はそのおそれがあると認めるときに加え、法人運営が著しく不適正で公益を害することが明白な場合において特に必要があると認める時等、是正・業務改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

## ○評価委員会の所掌事務の変更点について

条項	現行法上の評価委員会の事務 (京都市立病院機構関連分を抜粋)	改正後
22③	業務方法書の認可に対する意見	<b>削除</b>
25③	中期目標の作成・変更に対する意見	存続
26③	中期計画の作成・変更の認可に対する意見	<b>削除</b>
28①	各事業年度における業務の実績についての評価	<b>市長の権限へ移行</b>
28③ 前段	各事業年度における業務実績評価結果の法人への通知	<b>市長の権限へ移行</b>
28③ 後段	各事業年度評価結果を踏まえた業務運営改善勧告	<b>市長の権限へ移行</b>
28④	各事業年度評価結果の通知・勧告の報告及び公表	<b>市長の権限へ移行</b>
—	中期目標期間最終直前年度における中期目標期間終了時に見込まれる業績の評価	<b>新設</b>
30①	中期目標期間における業務の実績についての評価	<b>市長の権限へ移行</b>
30③準用 28③前段	中期目標期間における業務実績評価結果の法人への通知	<b>市長の権限へ移行</b>
30③準用 28③後段	中期目標期間評価結果を踏まえた業務運営改善勧告	<b>市長の権限へ移行</b>
30③準用 28④	中期目標期間評価結果の通知・勧告の報告及び公表	<b>市長の権限へ移行</b>
31②	中期目標期間終了時の全般的見直し検討に係る意見	存続
34③	財務諸表の承認に対する意見	<b>削除</b>
40⑤	剰余金・積立金の使途に係る承認に対する意見	<b>削除</b>
41④	限度額超の短期借入・借換に係る認可に対する意見	<b>削除</b>
42の2⑤	不要財産の納付に係る認可に対する意見	存続
42の2⑥	不要財産譲渡簿価超過額不納付の認可に対する意見	<b>削除</b>
44②	重要財産の処分に係る認可に対する意見	存続
56①準用 49②	一般地方独立行政法人の役員報酬等支給基準に対する意見	存続

※ 各設立団体が自らの判断で、必要に応じて法律の規定に反しない範囲で条例で定めることにより、目標設定や評価等のP D C Aサイクルの各過程に、評価委員会を積極的に関与させることも可能とされている。

＜法改正後の各事業年度における業績評価について(第28条第1項関係)＞

